

中部山岳国立公園の公園計画の変更（一部変更）に関する概要

1. 背景

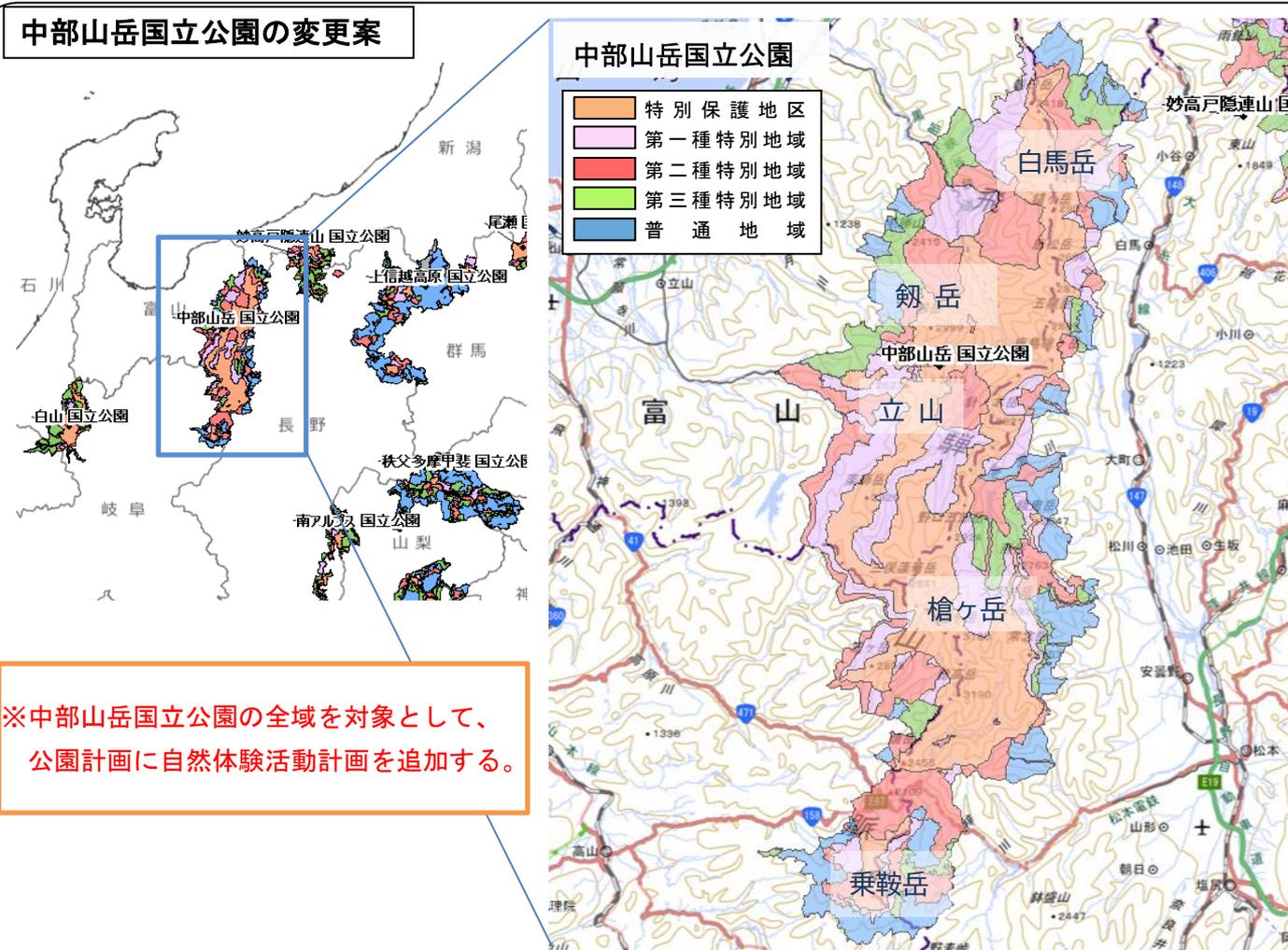
中部山岳国立公園は本州の中央部に位置し、白馬岳などを有する後立山連峰、劔岳・立山などを有する立山連峰、槍ヶ岳などを有する穂高連峰、最南部にそびえる乗鞍岳などの3,000m級の高峰が連なるわが国でも屈指の山岳地域です。大規模に切り立った岩壁、深く険しい溪谷、高山帯の花畑やライチョウ、夏まで残る雪渓や氷河が削ったU字谷、火山がつくりだした湖や溶岩台地など、多彩な山岳景観を呈しており、昭和9年12月4日に国立公園に指定されました。その後、昭和59年に再検討、平成4年に第1次点検、平成18年に第2次点検を実施しています。

令和4年4月1日に「自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第29号）」が施行され、質の高い自然体験活動の促進を目的とした地域関係者による一体的な事業実施を促すため、協議会の設置及び自然体験活動計画制度が創設されました。

本公園内には3,000メートル級の山岳地域から標高1,000～1,500メートル前後の高原地域まで、自然体験活動が可能な地域が公園内に凝縮されており、それぞれの地域の特色に合わせた多様な取り組みが、自治体や事業者等によって検討・実施されています。

このような状況を踏まえ、こうした地域の取組を支援し、本公園の風致景観及び自然環境の適正な保護を図りつつ、各地域の利用状況の特性に合わせた質の高い自然体験活動を促進するため、地域に応じた自然体験活動計画を公園計画に追加するための一部変更を行います。

中部山岳国立公園の変更案



2. 変更案のポイント

中部山岳国立公園内の登山による利用が主となる山岳地域と、様々なアクティビティが体験できる高原地域において、それぞれの地形地質・景観・文化等を活かした保護と利用が両立する質の高い自然体験活動を推進していくため、公園計画に自然体験活動計画を追加します。

3. 公園計画の変更案の詳細

- ・ 自然体験活動計画（新規追加）
 - ・ 対象区域：中部山岳国立公園（全域）
- ※詳細は別添のとおり。